

0JTモデル工事特記仕様書

第1条 (モデル工事の明示)

本工事は0JTモデル工事である。

第2条 (モデル工事の目的)

0JTモデル工事とは、静岡県交通基盤部に所属する中堅技術職員及び若手技術職員（以下、「発注者側研修員」という。）と建設会社に所属する若手技術職員（以下、「建設会社側研修員」という。）が、現場における実務の中で研修を行うことにより、具体的な技術力を身につけ、職務遂行能力の向上を図ることを目的とする場を提供する工事である。

第3条 (研修員の選定)

- (1) 発注者側研修員は土木事務所長が選定するものとする。
- (2) 建設会社側研修員は地区建設業協会長等が土木事務所長と協議のうえ選定するものとし、人数は若干名とする。

第4条 (研修体制)

- (1) 発注者は、研修の実施に当たり統括責任者を置く。統括責任者は、発注者側の研修責任者として研修全般を統括する。
- (2) 発注者は、総括監督員、主任監督員、担当監督員を研修指導者に指名する。研修指導者は発注者側研修員及び建設会社側研修員に技術的な指導をする。
- (3) 受注者は、研修の実施に当たり統括責任者を置く。統括責任者は、受注者側の研修責任者として研修全般を統括する者であり、受注者の支店長またはそれと同等程度の者から選任する。
- (4) 受注者は、現場代理人又は主任技術者から研修担当者を選定する。研修担当者は発注者側研修員及び建設会社研修員に技術的な指導をする。

第5条 (研修方法及び内容)

研修の方法及び内容については別紙1「0JTモデル工事研修フローチャート（中級編）」又は、別紙2「0JTモデル工事研修フローチャート（初級編）」を基本とし、その他必要と認められる事項を追加するなどして、研修指導者が研修担当者と共に策定することとする。

第6条 (研修実施中の安全確保と事故の対応)

研修指導者及び研修担当者は、現場研修中の事故防止に努めなければならない。研修中に事故が発生し発注者側研修員又は建設会社側研修員が負傷した場合の対処は、次の1) 2) のとおりとする。

- 1) 発注者側研修員が負傷した場合は、発注者側研修員の属する所属長が対処する。
- 2) 建設会社側研修員が負傷した場合は、建設会社側研修員の属する建設会社が対処する。

第7条 (研修にかかる費用)

(1) 研修場所への往復に要する費用は次の1) 2) のとおりとする。

- 1) 発注者側研修員については発注者側研修員の属する所属長が、研修指導者については発注者がそれぞれ負担する。
- 2) 建設会社側研修員については建設会社側研修員の属する建設会社が、研修担当者については受注者がそれぞれ負担する。

(2) 研修に要する費用は、研修指導者が準備するものについては発注者が、研修担当者が準備するものについては受注者が負担する。

(3) 上記(1) (2) によりがたいものに要する費用については発注者と受注者で協議のうえ負担者を定めるものとする。

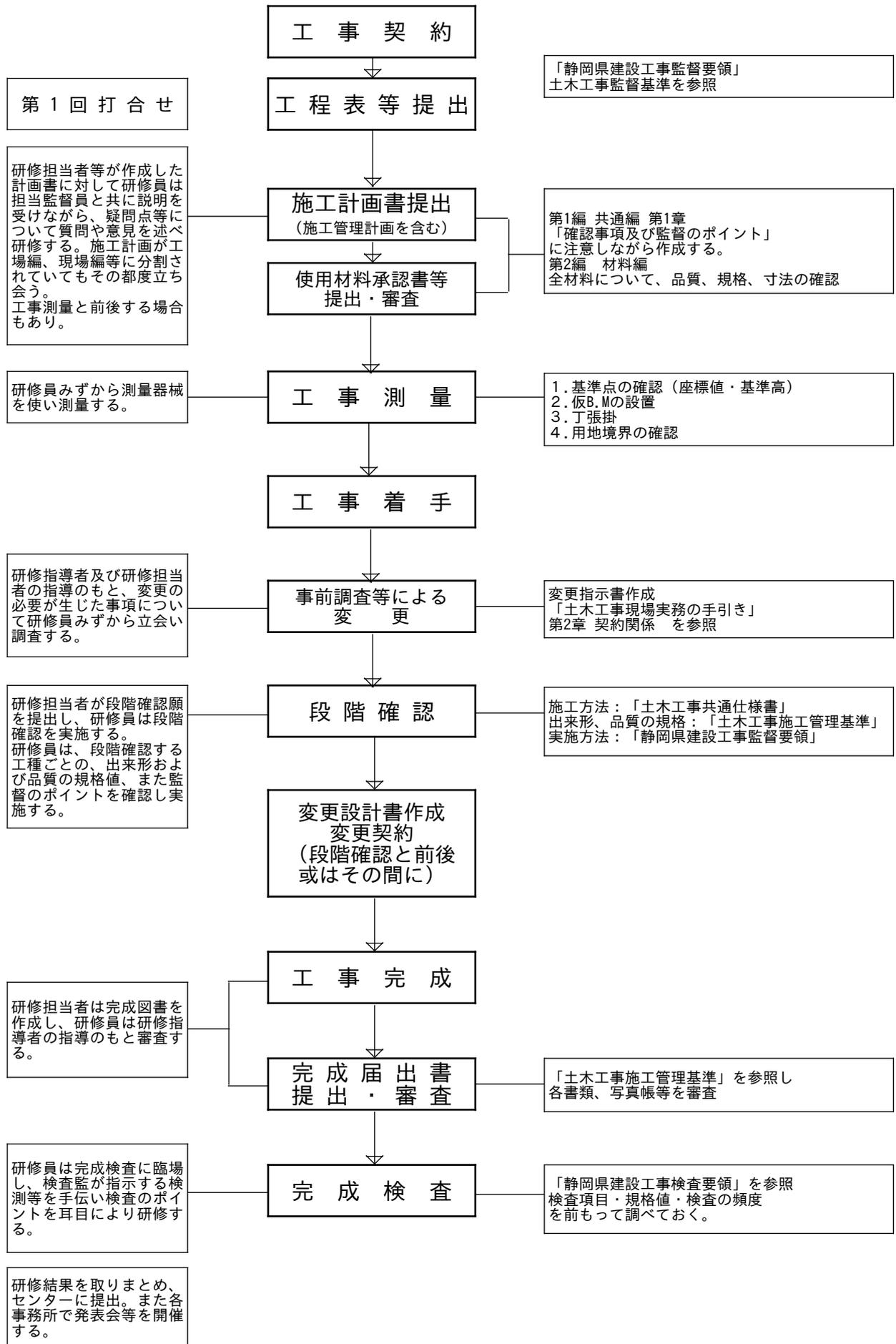
第8条 (研修成果報告への協力)

研修担当者は、研修指導者及び研修員が研修成果報告書の作成に当たり資料の提出等を求めた場合は協力しなければならない。

第9条 (市町研修員への対応)

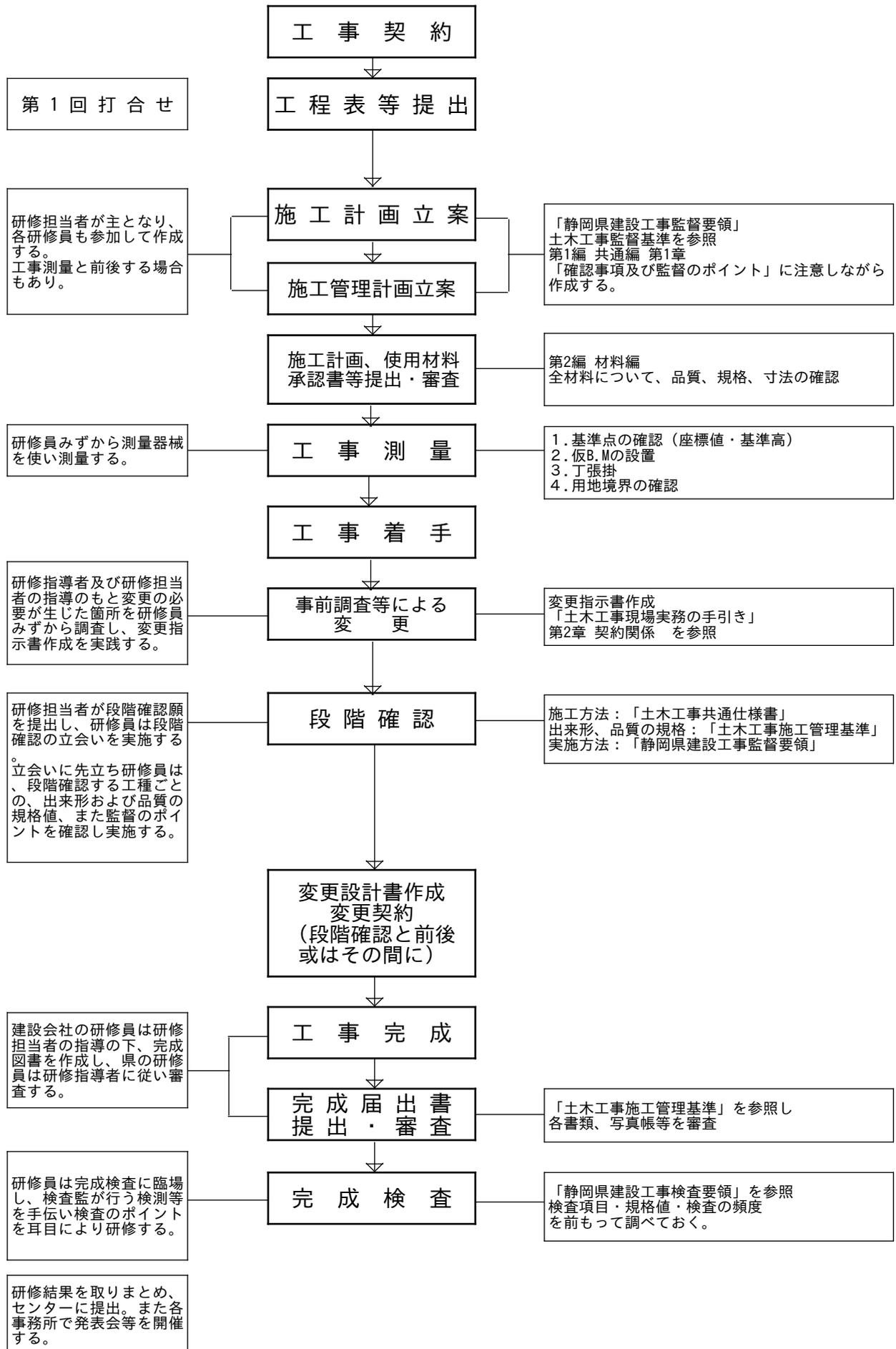
- (1) 市町長が推薦した市町の中堅及び若手職員(以下、「市町研修員」という。)は、OJTモデル工事の研修に参加できるものとする。
- (2) 研修指導者及び研修担当者は、市町研修員に技術的な指導をする。
- (3) 市町研修員の研修中における事故については、発注者及び受注者は責任を負わないものとする。
- (4) 市町研修員の研修場所への往復に要する費用については、発注者及び受注者は負担を負わないものとする。

OJT モデル 工事 研修 フローチャート (中級編)



* その他、必要に応じ研修項目を追加するものとする。

OJT モデル 工事 研修 フローチャート (初級編)



* その他、必要に応じ研修項目を追加するものとする。